

## 共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 22 条の 3 の規定により、鹿児島県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和 7 年 10 月 17 日

阿久根市農業委員会  
会 長 田 嶋 輝 男



## 記

## 1 共有者不明農用地等の所在等

| 共有者不明<br>農用地等の<br>所在・地番 | 地目 | 面積<br>(㎡) | 設定しよ<br>うとする<br>権利の<br>種 類 | 内容      | 始期                | 存続<br>期間 | 賃料<br>(円) | 借賃の<br>相手方         | 支払<br>方法 |
|-------------------------|----|-----------|----------------------------|---------|-------------------|----------|-----------|--------------------|----------|
| 多田字明神原<br>691 番 1       | 畑  | 1,008     | 賃借権                        | 普通<br>畑 | 令和 8 年<br>2 月 1 日 | 5 年      | 3,024     | 鹿児島県<br>地域振興<br>公社 | 口座<br>振替 |

2 この公示は、1 の共有者不明農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1 及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は 3 に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して 2 か月以内に異議を述べなかった場合には、法第 22 条の 4 の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

\* (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

賃借権又は使用貸借による権利の設定（農地バンク→受け手）



1 各筆明細（阿久根市）

|                     |     |       |                                                  |               |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
|---------------------|-----|-------|--------------------------------------------------|---------------|----------------|-------------------------------|------|-----------|-----------|----------|-------------------------|-------------|-------------------|---------|--|
| □ 地域計画              |     |       | 利用権の設定をする者<br>（鹿児島県農地中間管理機構：農地バンク）の<br>氏名又は名称（甲） |               |                | 公益財団法人鹿児島県地域振興公社<br>理事長 満蘭 秀彦 |      |           |           |          | この計画に同意する。<br><br>〔同意印〕 |             | 鹿児島市名山町 4 番 3 号   |         |  |
| (1/1)               |     |       | 利用権の設定を受ける者（受け手）の<br>氏名又は名称（乙）                   |               |                | 春田 幸一                         |      |           |           |          | この計画に同意する。<br><br>〔同意印〕 |             | 鹿児島県阿久根市折口1514番地4 |         |  |
| 利 用 権 を 設 定 す る 土 地 |     |       |                                                  |               | 設 定 す る 利 用 権  |                               |      |           |           |          |                         |             | 農地の特記事項           | 賃料の特記事項 |  |
| 所 在                 |     |       | 現 況<br>地 目                                       | 面積㎡<br>(登記面積) | 土地<br>附属<br>物等 | 利用権<br>の種類                    | 利用目的 | 始 期       | 終 期       | 存続<br>期間 | 年間<br>賃料(円)             | 賃料の<br>支払方法 |                   |         |  |
| 大 字                 | 字   | 地 番   |                                                  |               |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
| 多田                  | 明神原 | 691-1 | 畑                                                | 1,008<br>( )  |                | 賃借権                           | 普通畑  | R 8-02-01 | R13-01-31 | 5年       | 3,024                   | 口座振替        |                   |         |  |
| 以下余白                |     |       |                                                  | ( )           |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
|                     |     |       |                                                  | ( )           |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
|                     |     |       |                                                  | ( )           |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
|                     |     |       |                                                  | ( )           |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
|                     |     |       |                                                  | ( )           |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
|                     |     |       |                                                  | ( )           |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
|                     |     |       |                                                  | ( )           |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
|                     |     |       |                                                  | ( )           |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
|                     |     |       |                                                  | ( )           |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
|                     |     |       |                                                  | ( )           |                |                               |      |           |           |          |                         |             |                   |         |  |
| 合 計                 |     |       |                                                  | 1,008         |                |                               |      |           |           |          | 3,024                   |             |                   |         |  |

2 賃料の支払い及び支払期限

(1) 賃料の支払い

ア 乙は甲に対し、1の各筆明細に定める年間賃料に農地中間管理事業に係る経費を加えた額を右記支払期日までに支払うものとする。ただし、当面は農地中間管理事業に係る経費は徴収しない。

イ 支払方法は口座振替（口座振替依頼書による手続きを要する）による。

ウ 振替口座を変更する場合は、乙は甲に対し、遅滞なく所定の手続きを行う。

(2) 年間賃料の支払期限

初回：令和8年10月31日

（以降、毎年度同月末日。金融機関休業日の場合は前営業日を支払日とする。）

(3) 例外的な賃料の取扱い

例外的な賃料の取扱いとなる場合は、（1）（2）に関わらず、各筆明細の賃料の特記事項記載のとおり支払うものとする。

### 3 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細及び2の賃料の支払い及び支払期限に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

#### (2) 転貸又は譲渡

本計画により農地中間管理機構（以下「甲」という。）から権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

#### (3) 賃料の改定

本計画を定めた後、賃料の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する賃料の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲に権利の設定をする者（以下「土地所有者」という。）、甲及び乙が協議して定める額に改定する。

#### (4) 賃料の支払猶予

天災その他やむを得ない事由のため、2の賃料の支払い及び支払期限に記載された支払期限日までに賃料の支払をすることができない場合には、乙は、支払期限日までに所定の手続きを行い、甲は、新たに定める期限日までその支払を猶予することができる。

#### (5) 賃料の増額又は減額

ア 土地所有者、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、賃料の増減を請求しない。

イ 当該土地の一部が滅失その他の事由によりやむを得ないと認められる場合は、賃料について、土地所有者、甲及び乙が協議し、合意の上で、賃料の増額又は減額を定めることができる。

#### (6) 遅延損害金

ア 乙は、2の賃料の支払い及び支払期限までに賃料を支払わない場合は、甲に対し、支払期限日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、賃料の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

#### (7) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

#### (8) 附属物の取扱い

ア 甲は、当該土地の上に存する果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）について、修繕や撤去等に係る一切の責任を負わない。

イ 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、土地所有者、市町村及び農業委員会に事前に相談を行わなければならない。また、乙及び土地所有者は、甲に対し附属物に関する責任を負わせない旨の内容を含む確認書等を作成したうえで、その写しを甲に提出しなければならない。

#### (9) 畦畔の除去又は回復

ア 甲は、当該土地の畦畔除去について、回復の義務を負わない。

イ 乙が当該土地に接する畦畔除去を行う場合には、市町村及び農業委員会に事前に相談を行わなければならない。また、乙及び所有者は、甲に対し回復の義務を負わせない旨の内容を含む確認書等を作成したうえで、その写しを甲に提出しなければならない。

#### (10) 租税公課等の負担

ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については、原則として、特別賦課金は土地所有者が負担し、經常賦課金は乙が負担するが、これによらない場合は、乙と土地所有者とで協議の上、定める。

#### (11) 賃貸借又は使用貸借の解除・解約

甲は、次のいずれかに該当するときは、県知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。

エ 正当な理由がなく支払期限から1年以内に賃料を支払わないとき、その他信義に反した行為をしたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途においてやむを得ず解約しようとする場合には、甲に対し3か月前までに所定の申出を行い同意を得る。なお、賃料は月割清算を行わず、年間賃料とする。

#### (12) 使用貸借による権利の継続

乙が死亡した場合においても法定相続人が当該土地の契約を引き継ぐ。

#### (13) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日までに、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（8）による。）。ただし、天災その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

#### (14) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

#### (15) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

#### (16) 土地所有者への氏名開示

甲は、土地所有者から本計画に係る利用権の設定を受ける者の氏名の開示を求められた場合は、乙から、その都度の同意を得ずにその氏名のみを開示することができる。

#### (17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲及び乙が協議する。